

第7節 消防学校

～消防人を育てる～

- 消防学校は、大正3年に設置され、100年を超える歴史があります。
- 消防学校では、新たに採用した消防職員の教育や幹部及び専門的な技術を習得するために消防職員及び消防団員に対して様々な研修を行っています。

1 消防学校の沿革・役割

(1) 消防学校の沿革

消防学校は、大正3年10月に「消防練習所規程」が制定され、麴町区元園町3番地先（現千代田区麴町一丁目2番）に木造2階建ての2教室で開設し、100年を超える歴史があります。

昭和23年3月に自治体消防の発足に伴い警視庁と分離して、同年5月に国立市に移転し、東京消防庁消防学校（特別区消防職員の教育施設）と東京都消防訓練所（市町村消防職員と都内消防団員の教育施設）

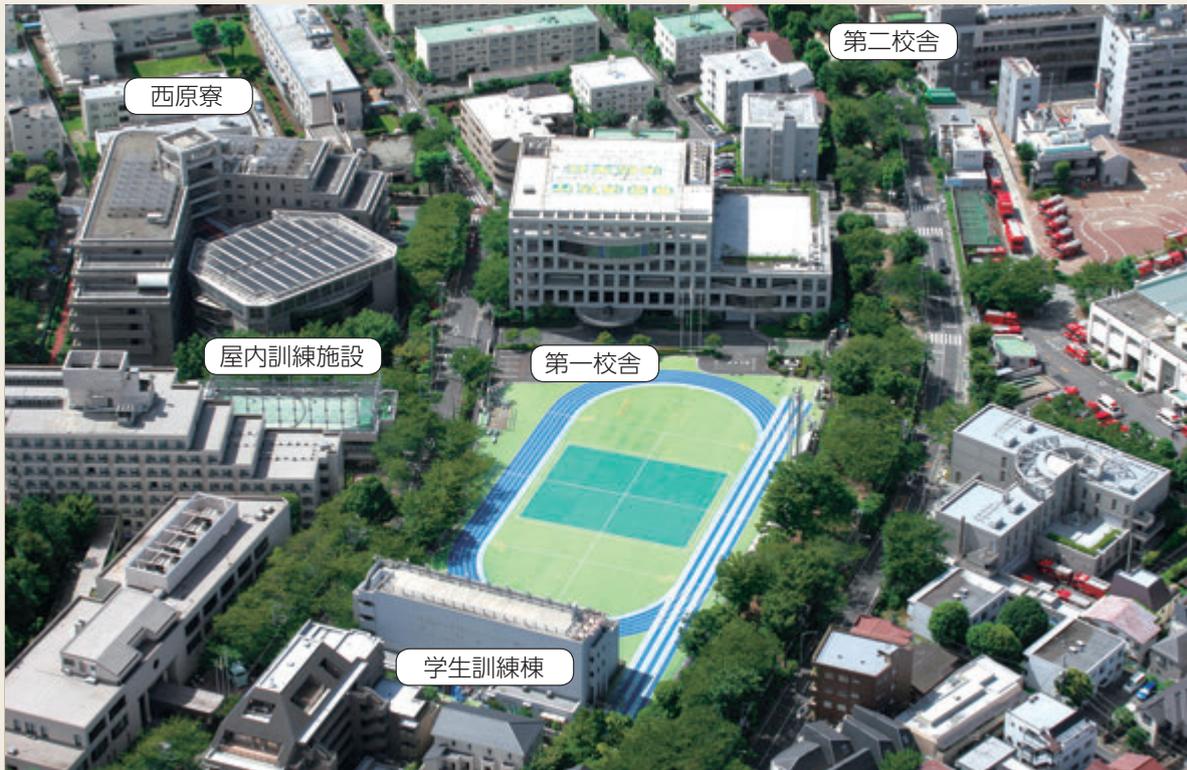
を併設する教育施設として運営を開始しました。

2年後の昭和25年、渋谷区西原に移転し、昭和39年に旧第一校舎、昭和45年に旧第二校舎が開設されました。

昭和47年に女性消防官第1期生64人が入校、平成3年、厚生労働省から救急救命士養成所に指定されて救急救命士養成課程研修を開始、平成7年に校舎が改築され、現在に至っています。



昭和25年に現在地に移転
場所：渋谷区代々木大山町1073番地
（現渋谷区西原二丁目51番1号）
敷地：9,988㎡
建物：2,825㎡
校舎2棟、講堂1棟、寮2棟
寮定員：144人



平成7年から現在の校舎
敷地:30,679㎡
建物:41,716㎡

校舎、訓練棟、寮など 計10棟
寮定員:男子寮546人、女子寮66人
(令和3年4月1日現在)

(2) 消防学校の目的

消防学校は、消防組織法に基づき、消防職員と消防団員の教育訓練を行うために設置している機関です。

初任教育、管理者研修、幹部研修、専科研修、特別研修、消防団研修等の様々な教育を行っているほか、救急救命士の養

成も行っています。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が実施し難い場合には、消防学校の教員を現地に派遣して教育訓練を行っています。



2 学校教養

(1) 初任教育

新たに採用された消防職員に対する1年間の初任教育のうち、消防学校において6か月間の基礎教育を行っています。

消防活動技術や防火防災に関する基礎的な知識はもちろん、厳しい災害現場にも負けない強じんな気力や体力づくり、さら

には、社会人としての人格を形成することを目的として行われます。

令和2年度に採用され、消防学校において教育訓練を修了した職員は506人でした。(図表2-7-1)

■ 図表2-7-1 基礎教育修了者（令和2年度）

教育期間	男性	女性	合計
令和2年4月から令和2年10月まで	408人	40人	448人
令和3年1月から令和3年6月まで	58人	0人	58人
合計	466人	40人	506人



▲ 消防活動訓練



▲ 人員、姿勢、服装等の点検

(2) 幹部研修

幹部職員としての業務管理能力や消防部隊の指揮・統率力の向上など、その階級職に応じた必要な能力の伸長を図ることを目的として実施しています。(図表2-7-2、3)



▲ 中級幹部研修(高層ビル火災指揮訓練)

■ 図表2-7-2 幹部教育実施状況 (令和2年度)

研修種別	対象者	期間日間	回数	計
上級幹部研修	消防司令長または課長級職になる者	11日間	1回	58人 (1)
中級幹部研修	消防司令または課長代理級職になる者	11日間 (8)	1回	38人
初級幹部研修	消防司令補または主任級職になる者	20日間 (7)	5回	208人 (9)
	消防士長または副主任級職になる者	4日間 (3)	5回	542人 (5)

※ () 内は主事

■ 図表2-7-3 女性幹部の活躍推進に向けた教育実施状況 (令和2年度)

研修種別	対象者	期間日間	回数	計
初級幹部研修	女性の消防司令補または主任級職	2日間 (1)	1回	35人 (3)

※ () 内は主事

(3) 専科研修

特定の分野に関する高度な専門的知識や技術の習得を目的に専科研修を実施しています。(図表2-7-4)

専科研修を修了すると専門技術を習得したと認められ、特別救助隊員や救急隊員として活動することができるようになります。

■ 図表2-7-4 専科研修実施状況（令和2年度）

◆火災や事故などの災害現場に従事する隊員を養成する研修			
特別救助技術研修	25日間	1回	58人
水難救助技術研修	20日間	1回	18人
化学災害技術研修	15日間	1回	40人
◆救急活動に従事する隊員等を養成する研修			
救急救命士就業前研修	30日間	4回	126人
救急標準課程研修	36日間	3回	209人
◆建物の建築申請書類の審査や防火査察、防火・防災管理業務に携わる職員の養成及び技能レベル向上のための研修			
上級予防技術研修（予防課程）	11日間	1回	35人
上級予防技術研修（危険物課程）	8日間	1回	15人
上級予防技術研修（査察課程）	7日間	1回	30人
上級予防技術研修（調査課程）	7日間	1回	15人
上級予防技術研修（防火管理課程）	9日間	1回	36人
予防技術研修	20日間	1回	58人
◆ポンプ車やはしご車等の消防自動車の運行に従事する職員を養成するための研修			
特別操作機関技術研修	10日間	2回	40人
ポンプ機関技術研修	14日間	7回	194人
機動二輪活動技術研修	11日間	1回	10人



▲ 特別救助技術研修



▲ 救急救命士就業前研修



▲ 化学災害技術研修



▲ 特別操作機関技術研修

3 委託教養

(1) 委託研修

高度化・多様化する消防行政に対応できる職員を育成するため、大学をはじめ、官公庁や民間の教育機関へ職員を研修派遣し、職務に関連する専門性の向上や必要な免許資格者の養成を図っています。(図表2-7-5)

■ 図表2-7-5 委託研修の状況 (令和2年度抜粋)

能力向上研修		資格取得研修
・大学、大学院等委託研修	・消防大学校委託研修	・回転翼航空機操縦士養成委託研修
・大学医学部附属病院等委託研修	・緊急自動車運転技能向上委託研修	・回転翼航空機整備士養成委託研修
・山岳遭難指導員養成委託研修	・潜水指導員養成委託研修	・海技従事者養成委託研修
・高度情報処理要員養成委託研修	・支援デブリーファー養成委託研修	・移動式クレーン運転士等養成委託研修
・音楽隊研修	・英語対応救急隊育成研修	・大型自動車免許取得委託研修
		・救急救命士養成委託研修

(2) 受託研修

他の消防本部等の職員を対象に、当庁の警防、予防等、消防業務に関する研修を実施しています。(図表2-7-6)

■ 図表2-7-6 受託研修の状況 (令和2年度)

他の消防本部	・火災調査技術 (2消防本部) ・高度救助技術 (4消防本部)
消防大学校	・救助科
総務省消防庁	・消防署実務研修 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止